明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○公職選挙法の一部を改正する法律（九三）　二
○民法の一部を改正する法律（九四）　三
○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（九五）　三
○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（九六）　八
○東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（九七）　五
○産業競争力強化法（九八）　五
〔政令〕
○不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三三八）　五
○不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三三九）　五
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四〇）　五
〔府令〕
○不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（内閣府七三）　五
〔府令・省令〕
○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　五
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業五）　五
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働八）　五
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産八）　五
○不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・国土交通六）　五
〔省令〕
○国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令（国土交通九七）　三六
〔人事異動〕
防衛省　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第九三号）（総務省）

1

(一)　都道府県の議会の議員の選挙区に関する事項

都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとした。（第一五条第一項関係）

(二)　(一)の選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口（都道府県の人口を都道府県の議会の議員の定数で除して得た数をいう。以下同じ。）の半数以上になるようにしなければならないこととした。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとした。（第一五条第二項関係）

(三)　一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができることとした。（第一五条第三項関係）

(四)　一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができることとした。（第一五条第四項関係）

(五)　指定都市に対し(一)から(三)までの規定を適用する場合における市の区域は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とし、この場合においては、区の区域を分割しないものとした。（第一五条第九項関係）

2

施行期日等

(一)　新法の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例によることとした。（附則第二条関係）

(二)　1の(一)にかかわらず、施行日の前日における選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区に係る区域の変更が行われるまでは、その区域をもって一選挙区とすることができることとした。（附則第三条関係）

(三)　都道府県の議会の議員の選挙区の在り方については、この法律の施行後の状況を勘案し、地域の実情や都道府県の自主性に配慮する観点から必要な検討が加えられるものとした。（附則第四条関係）

(四)　この法律は、平成二七年三月一日から施行することとした。

◇民法の一部を改正する法律（法律第九四号）（法務省）

1

民法の改正

嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同等とすることとした。（第九〇〇条関係）

2

施行期日等

(一)　経過措置

この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

(二)　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（法律第九五号）（内閣官房）

1

総則

(一)　目的

この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化